

令和6年 第5回美瑛町農業委員会総会 議 事 録

1 会 議 名	令和6年 第5回 美瑛町農業委員会総会			
2 会 議 の 日 時	令和 6年 6月 3日 (月) 午前10時00分～午前10時37分			
3 会 議 の 場 所	役場4階 委員会室			
4 会議の出席委員 (15名)	1 番	打 田 佳 史	2 番	荒 川 博 彦
	3 番	喜 多 順 一	4 番	平 間 初 美
	5 番	成 田 敦 志	6 番	真 田 佳 則
	7 番	森 平 敏 文	8 番	浦 島 貴 之
	9 番	有 富 友 昭	10 番	大 場 男
	11 番	長 谷 川 宏	12 番	佐 藤 千 代 志
	13 番	谷 口 学	14 番	上 村 昌 規
	15 番	只 野 透		
5 欠席委員 (名)				
6 議事日程	<p>日程第1 総会会期の決定について</p> <p>日程第2 議事録署名委員の指名について</p> <p>日程第3 諸般の報告について</p> <p>日程第4 議案第1号 土地の現況証明願書の交付について</p> <p>日程第5 議案第2号 美瑛町農業振興地域整備計画に係る農用地区域の変更について(除外)</p> <p>日程第6 議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について(賃貸借)</p> <p>日程第7 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について(使用貸借)</p> <p>日程第8 議案第5号 農用地利用集積計画(案)について(令和6年6月6日公告予定分)</p> <p>日程第9 議案第6号 農地法第32条第3項の規定に基づく公示について</p> <p>日程第10 議案第7号 農業委員の辞任について</p>			
7 事 務 局	事務局長 栗 原 行 可 係 長 佐 藤 衡 一			

美 瑛 町 農 業 委 員 会

○事務局長 おはようございます。只今から、令和6年第5回美瑛町農業委員会総会を開会致します。

本日の会議の出席委員は15名で、会議規則第7条の規定による過半数を満たしており、本総会が成立していることを、ご報告いたします。

これより、町民憲章の朗唱を行います。ご起立願います。

美瑛町町民憲章。私たちは美瑛町の町民であることに誇りと責任を感じ、この憲章を掲げてその実践に努めましょう。

一つ、心もからだもすこやかに、りっぱにつとめをはたしましょう。

一つ、互いにむつみ話しあい、楽しい家庭をつくりましょう。

一つ、きまりを守り助けあい、明るい社会をつくりましょう。

一つ、自然を愛し文化をたかめ、豊かな郷土をつくりましょう。ご着席願います。

○事務局長 開会にあたり、会長よりご挨拶を申し上げます。

○只野会長 皆さん、おはようございます。今日は、第1班の委員さんの現地確認ということで早朝より大変ご苦労さまでした。

5月の9日に霜が振って以来、低温が続いておりましたけども、その中でも特にアスパラがそれ以降、1週間ぐらいの話ですが、例年の7割ぐらいしか出てないということで、また今日聞きますとそれ以降、製品らしい製品は出てこないということで、大変、アスパラを耕作している皆様には心配なことかなと思っております。1日も早い回復を願うところでございます。

私ごとではございますけども5月の28日から、農業委員会会長大会と道選出議員との懇談会と要望書提出ということで東京のほうに行ってまいりました。東議員とも懇談してまいりましたが、やはり現状で1番気に掛かることは、生産資材の高騰の件と担い手不足と労働者不足、あとは有害鳥獣の件が主な話題として上がっておりました。ちょうど行っているときに食料農業農村基本法という法律の一部改定が参議院を通過して認められたということで、全国大会の時にもこの話題が多くなっておりました。

そして今月の末には町外研修で農業会議に行くことになっております。佐藤部長からもこの件について詳しくお話があらうかと思えます。その辺、皆さんせっかくの貴重な佐藤部長と話し合いが出来るというのは、なかなか、委員になって何回あるかどうか、そういう大変貴重な時間でございますので、皆さんからの忌憚のない意見をどんどん出していただきたいと思っております。

今日も皆様からのご意見を頂きながら進めていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

務局から説明をお願いします。

○事務局 はい、議案第1号、土地の現況証明の交付についてでございます。農地法事務処理要綱の規定に基づき、土地の現況証明の提出がありました。■■■■さん外1名の現況証明の交付の可否について審議を求めるものでございます。

番号1番です。番号1番は、農振農用地区区域外で都市計画区域内、田としての利用は無く、現状市街地区域で宅地として売買の予定で、地目変更登記の申請を予定しているものであります。以上で説明を終わります。

○議長 只今の説明に関連して、地区担当委員であります■■■■委員から現地調査の結果も含めて、説明と報告をお願いいたします。

○■■■■委員 はい、ただいま報告のあった場所ですが、今朝ほど現地のほうを確認してまいりました。田としての利用もなく、都市計画区域内ということで、何ら問題ないと思われます。どうぞよろしくをお願いします。

○議長 ありがとうございます。
これより議案第1号、番号1番の件について、質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。

【なしの声】

○議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。それでは、採決いたします。

議案第1号、番号1番の件について、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

【挙手多数】

○議長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。

○議長 続いて議案第1号、番号2番の件について、審議いたしますので、事務局から説明をお願いします。

○事務局 はい。番号2番です。この土地は農振農用地区域外、都市計画区域外でございます。田畑としての利用はなく、既に山林原野化しており、地目変更登記の申請を予定しているものでございます。以上で終わります。

○議長 只今の説明に関連して、地区担当委員であります■■■■委員から補足説明をお願いします。

- 委員** はい。ただいま説明のあったとおりですが、最初の2筆については畑作農家の方が持っていたのですが、その後、畜産農家へ移転されていたのですが、狭い田んぼということもあって利用されておりません。現況は今朝見ていただきましたが木の生えた状態でした。その次の2筆については、それも別の畜産関係の農家ですが、畑となっておりますが牛を放牧したところの土地で川沿いの細長い土地ですので採草もできずにそのまま作らずにありました。最後の1筆については、牧草地の一部なのですが、木が生えてきて、もともと若干出っ張りがあったところですが、そこが利用されずに木が生えた現状となっております。現況畑としては利用が出来ないので、よろしく願いいたしたいと思います。
- 議長** ありがとうございます。
番号2番の件について、現地調査の結果を、**班長**よりお願いいたします。
- 班長** はい。ただいまは**委員**のほうから報告あったとおりでありまして、現地のほうを確認してまいりました。どの圃場も原野化しておりまして、非農地ということで問題ないと思います。よろしく申し上げます。
- 議長** ありがとうございます。
これより議案第1号、番号2番の件について、質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。
- 【なしの声】**
- 議長** 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。それでは、採決いたします。
議案第1号、番号2番の件について、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手願います。
- 【挙手多数】**
- 議長** 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。
- 議長** 次に日程第5、議案第2号、美瑛町農業振興地域整備計画に係る農用地区域の変更について除外の件を議題とします。
議案第2号、番号1番の件について、審議いたしますので、事務局から説明をお願いします。
- 事務局** 議案第2号、美瑛町農業振興地域整備計画に係る農用地区域の変更について除外の件となっております。農業振興地域の整備に係る法律第13条第1項の規定による農用地区域の除外

について、同法施行規則第3条の2の第1項の規定により意見を付すもので審議をお願いいたします。

番号1番です。除外の目的といたしまして、現状、10年以上前から畑として使用しておらず、既に山林原野化しているため、そのまま山林原野として保全管理を目的としたいということでございます。許可ができる理由といたしましては、農業振興地域制度に関するガイドライン第16の1の(1)の④のイ、及び2の(3)に基づくものとなります。以上で説明を終わります。

○議長 議案第2号、番号1番の件について、現地調査の結果を■■■■班長よりお願いいたします。

○■■■■班長 はい、ただいま事務局のほうから説明がございました。この件につきましては、前回もお話がございました。またこの土地のほうは今朝も見てきたのですが、周りが農地に囲まれておりまして、農振の除外いたしますと農地以外等に利用されたりということもある可能性があるということで支障を及ぼす恐れがあることから、農振の除外しないほうがよろしいのではないかとこの結果でございました。以上、確認してまいりました結果でございます。

○議長 ありがとうございます。
番号1番の件について、担当地区委員であります■■■■委員からも意見を頂きたいと思っております。

○■■■■委員 はい、ただいまの■■■■班長のほうからも説明ありましたが、周りは皆さんがきっちり農地として利用しています。一部分だけ除外、非農地化されると大変農作業にも影響するということから、農地としての利用をしてもらう、努力してもらう、また地域に相談していろんな方法を考えてもらうということでお願いしたいと思っております。以上です。

○議長 ありがとうございます。ここでこの件について、各委員さんの方々から、ご意見を頂きたいと思っておりますけども、■■■■委員どうでしょうか。

○■■■■委員 はい。何度かこの土地を見てまいりましたが、やはり隣接する土地がみんな農地ということで、やっぱり今回、農振除外ということは適さないと思っておりますので、これは許可できないと思っております。

○議長 はい、ありがとうございます。■■■■委員どうですか。

○■■■■委員 はい、傾斜地ではなく、木が無ければ凄く扱いやすい畑には

なるのかなあとはいりますが、ちょっと土質はちょっと分からないですが、平らで耕作はし易いから、出来れば畑に戻して、あげたほうがいいのかあって私は思います。

○議 長 ありがとうございます。■■■■委員どうですか。

○■■■■委員 はい。私も皆さんと同じ意見で、周り本当にきれいに耕作されていますし、今の話でいくと山林として管理していくっていうことですがけれども、農地じゃなくなると今後どうなっていくか分からないっていうこともあると思いますので、今回はやっぱり許可は出来ないのではないかと私も思います。以上です。

○議 長 ありがとうございます。
まだ、ご意見のある方がおりましたら挙手をしていただいて発言をお願いしたいと思います。

【なしの声】

○議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。それでは、採決いたします。
議案第2号、番号1番の件について、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

【挙手皆無】

○議 長 はい、挙手が過半数に満たないため、本件は否決されました。

○議 長 次に日程第6、議案第3号、農地法第3条の規定による許可申請について賃貸借の件を議題とします。
議案第3号、番号1番の件について、審議いたしますので事務局から説明をお願いします。

○事務局 はい、議案第3号農地法3条の規定による許可申請について賃貸借でございます。農地法第3条の規定による農地の賃貸借の申請のございました貸主、■■■■さん、借主、■■■■さんの1件の可否について審議を求めるものでございます。なお、議案第3号で審議していただくこの1案件につきましては、農地法第3条第2項の各号には該当しないため要件を満たしていると思われます。
番号1番です。賃貸借の設定の申請となっております。申請箇所はJR美瑛駅から■■■■に約1.8キロの箇所となっております。価格は10アール当たり27,000円となっております。
期間は許可日から3年間となっております。その他土地表示等の詳細につきましては、議案3号のほうは3ページのほうをご確認ください。以上で終わります。

○議 長 只今の説明に関連して、地区担当委員であります■■■■委員から補足説明をお願いします。

○■■■■委員 はい。ただいま事務局からの報告のとおりです。■■■■さんは90歳を超え、高齢ということもありますが、昨年まで、■■■■さんとの間で賃貸をしており、今年からまた自力で何とか作付する予定ではありましたが、体調を崩され、後ほど集積による賃貸の案件もありますが、この農地については、条件が悪く、3条により、■■■■さんへ賃貸するものです。よろしくご審議お願いいたします。

○議 長 ありがとうございます。
これより議案第3号、番号1番の件について、質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。

【なしの声】

○議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。それでは、採決いたします。
議案第3号、番号1番の件について、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

【挙手多数】

○議 長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。

○議 長 次に日程第7、議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請について使用貸借の件を議題とします。
議案第4号、番号1番の件について、審議いたしますので事務局から説明をお願いします。

○事務局 はい、議案第4号農地法第5条の規定による許可申請についてでございます。農地法5条の規定による転用許可申請のありました貸主、■■■■さん。借主、■■■■さん1件の許可の可否について審議を求めるものでございます。

番号1番、申請箇所は、JR美瑛駅から■■■■に約4.3キロの箇所で、土地所有者と転用計画者による農業用施設の倉庫建設のための使用貸借権による転用許可申請となっております。

申請地は町が定める農業振興地域整備計画において指定される農業振興地域内でございますが、農用地の施設用地として既に変更済みでございます。また都市計画区域外でございます。

農用地の転用は原則不許可でございますが、農地法5条の(2)の該当にする施設でありまして、農地転用を許可することがで

きるとされているため、転用はやむを得ないと認められるものとなつてございます。詳細につきましては、議案4ページをご確認ください。以上で説明を終わります。

○議 長 只今の説明に関連して、地区担当委員であります■■■■委員から補足説明をお願いします。

○■■■■委員 はい。ただいま事務局の説明のとおりです。現状の倉庫の老朽化に伴い、新しく建て替え増築をしたいということで計画を立てております。その周辺の整備も含めて今回行いたいということでもあります。何ら問題ないかなと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○議 長 ありがとうございます。
番号1番の件について、現地調査の結果を、■■■■班長よりお願ひいたします。

○■■■■班長 はい、ただいま地区担当委員の■■■■さんのほうから説明ございました。今朝ほど現地のほう確認してまいりまして、農業用施設の倉庫ということで何ら問題ないかと思ひます。よろしくお願ひいたします。

○議 長 ありがとうございます。
これより議案第4号、番号1番の件について、質疑に入ります。発言のある方は、挙手願ひます。

【なしの声】

○議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。それでは、採決いたします。
議案第4号、番号1番の件について、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手願ひます。

【挙手多数】

○議 長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。

○議 長 次に日程第8、議案第5号、農用地利用集積計画、案について、令和6年6月6日公告予定分の件を議題とします。
議案第5号、番号1番から番号17番までの件については、一括して審議いたしますので、事務局の説明をお願いします。

- 事務局 はい、議案第5号、農用地利用集積計画案について、令和6年第5回令和6年6月6日公告予定分となっております。
- さんほか16件、改善組合了承済みから、利用権の設定等、所有権の移転6件、賃貸11件につきまして、申出がありましたので、農業経営基盤強化法附則、令和4年5月27日、法律第56号、第5条第1項の規定による農用地利用集積計画案について審議をお願いいたします。
- それでは番号1番から番号3番の3案件につきましては、所有地処分に伴う売買となっております。
- また、番号4番から6番につきましては、保有合理化事業に係る早期の売買、本来もう少しと期間がございましたが、今回早めに関心したいということに伴いまして、今回の計画に載ることになりました。
- 番号7番から番号9番につきましては、新規の賃貸、それから番号10番から13番につきましては、更新の賃貸となっております。
- 番号14番から番号17番につきましては、今後の農業公社への事業を使うまでのつなぎの賃貸の契約となっております。
- 以上、設定を受ける者17件12名5法人、設定をする者17件14名3法人、田10筆66,816平米、畑86筆900,711.69平米、採草地3筆85,297平米、計99筆1,052,824.69平米です。以上で説明を終わります。

- 議長 これより、議案第5号、番号1番から番号17番までの件について質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。

【なしの声】

- 議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
- それでは、採決いたします。
- 議案第5号、番号1番から番号17番までの件について、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

【挙手多数】

- 議長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。

- 議長 次に、日程第9、議案第6号、農地法第32条第3項の規定に基づく公示について、の件を議題とします。
- 議案第6号について、審議いたしますので、事務局から説明をお願いします。

○事務局 はい、議案第6号 農地法第32条第3項に規定に基づく公示の件についてご説明します。

農地法第33条第1項に該当する農地であるので同法第32条第3項、同法第33条第2項において準用する場合を含む、の規定に基づき公示したいので、次のとおり審議を求めます。

所有者不明農地とは、農地法第33条第1項に、耕作の事業に従事する者が不在となり、又は不在となることが確実と認められるものとして農林水産省令で定める農地とあり、その農地に該当した場合は、農地利用意向調査を行うことと規定されており、その際に所有者が分らなければ所有者探索を行うこととされています。

所有者の探索を行い、万が一を想定し申出期間を設ける行為として、農地法第32条第3項の規定に基づく公示をし、申出が無ければ、農地中間管理機構、農業公社へ通知を行ない、その後、所定の手続きを行なった上で北海道知事の裁定により、農地中間管理事業を用いて賃貸借を行うものです。

その際は、改めてのその手続きについて総会等でご審議頂くこととなります。

今回の農地所在につきましては昨年の農地パトロールで行きました[]の横にあります農地でございます。対象農地の所在地番は、[]外4筆、面積計51,560平米、うち登記簿上の畑3筆は、農振農用地区域となっております。農地に関する権利の種類は所有権。農地法の該当条項は、農地法第33条第1項。農地の所有者情報は、字[]、[]さんですが、令和4年10月18日に亡くなっております。相続人の範囲は、民法では、配偶者であり、配偶者以外は相続人第3順位までと定められておりますが、故人には配偶者はおらず、子供もおりません。両親も他界しており、相続人は第3順位の妹1人であり、通常であれば、相続が行われ、相続人が対象農地を農業者へ売買又は賃貸借等により当該地の耕作を続けるのが一般的であります。本件は法定相続人である妹さんが財産放棄をしたため、現在、未登記、いわゆる所有者不明農地となっております。

今回、受け手希望農業者が当該農地の利用を希望しており、農地利用の手続きに向けて公示をするものです。公示期間は、本件決定後から2カ月間となります。

なお、公示前に北海道への事前相談手続きが必要になることから、4月23日に事前相談を依頼し、確認を受けております。以上で、説明を終わります。

○議長 担当地区委員であります[]委員からも補足説明をお願いします。

○ 委員 今、事務局のほうから説明があったとおりでございます。■
■さん本人がもう亡くなられて1年半ということでその土地を
亡くなる前より、近所の■さんという方が借りておりま
した。事務局とは亡くなってから、色々対策を考えておりました
が、良いほうに向いたり、悪いほうに向いたりと色々と手続
も中々難しいということで、状況が二転三転して現在まで至っ
ておりました。ここにきて今説明あったような形で前に進める
のかなと思っております。以前も現地確認で皆さんに確認して
いただいた場所ではあります。面積的には数字でいくと5町あ
りますけども実質面積はそこまではないということなのですが、
今回こういう形で前向きな方向に向いておりますので、今
後とも、皆様のご協力を得ながら、非農地にはしたくはないの
で、ご協力願うこともあるかと思っておりますけども、よろしくお願
いいたします。以上です。

○ 議 長 はい、ありがとうございました。
これより議案第6号について質疑に入ります。

○ 議 長 はい、ありがとうございました。
これより、議案第6号について質疑に入ります。発言のある
方は、挙手願います。

【なしの声】

○ 議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
それでは、採決いたします。
議案第6号について、原案どおり決定することに賛成の方は、
挙手願います。

【挙手多数】

○ 議 長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。

○ 議 長 日程第10、議案第7号、農業委員の辞任について、の件を
議題とします。

○ 議 長 議案第7号については、■番、■委員に関する事項のため、
農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、■
委員の退席をお願いいたします。

【■委員退席】

○ 議 長 議案第7号について事務局から説明をお願いします。

○事務局 それでは、議案第7号、農業委員の辞任についてご説明申し上げます。

農業委員の辞任の申し出があったため、農業委員会等に関する法律第13条第1項の規定に基づき、農業委員会の同意を求めるものでございます。

辞任を申し出た委員、議席番号■番、■■■■委員。辞任を申し出た日、令和6年5月9日付け。辞任理由については、一身上の都合によりとのこと。辞任をする日は、後任委員が決まるまでの、令和6年9月30日となっております。

農業委員会等に関する法律第13条第1項の規定では、市町村長及び農業委員会の同意を得て辞任することができることと規定されており、本総会で同意が得られた際は、町長の同意を得、辞任することになります。

なお、欠員補充に係るスケジュールについては、規定により約1ヶ月の公募期間を設ける必要があるため、公募要項作成後、7月から公募し、8月上旬頃に評価委員会の開催、9月の議会定例会に上程する予定です。議会の同意後、10月の農業委員会総会から新委員が補充される流れになります。

後ほど委員協議会の中で再度説明させていただきます。

以上で、説明を終わります。

○議長 これより、議案第7号について質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。

【なしの声】

○議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

それでは、採決いたします。

議案第7号について、本人の申し出のとおり、辞任に同意することに賛成の方は、挙手願います。

【挙手多数】

○議長 挙手多数と認め、本件は本人の申し出のとおり辞任に同意されました。

■■■■委員の入場を認めます。

【■■■■委員入場】

○議長 ■■■■委員にお知らせいたします。

本件は、本人の申し出のとおり、辞任に同意しましたことをお知らせいたします。

(町HP公開用)

○議長 以上で、本日の議案の審議及び報告事項は、全て終了いたしました。

以上をもちまして、令和6年、第5回美瑛町農業委員会総会を閉会いたします。ご苦労さまでした。

この議事内容は、重複した言葉づかいや明らかな言い直しがあったもの等を整理した上で、総会の顛末として相違ないことを証するため、下記、署名捺印する。

令和6年6月3日

美瑛町農業委員会長

只 野 透

美瑛町農業委員

喜 多 順 一

美瑛町農業委員

長谷川 宏